

面的に改正する事に決しその履行に要する経費約七萬圓を大蔵省に要求すると共に社會局労働部に於て改正原案を立案なし局議を決定なし後藤内相の決裁を経て来る第六十七議會に提案する事となつた。

左に改正原案を掲ぐ（改正案は従来の労働争議調停法第一條第一項より第六項の間）

改正法案

- 一、公益事業として現行第一條第一項に掲ぐる事業以外の利益事業に對しても労働争議發生したる時に於て産業又は公益を害する虞ありと認めたる時は行政官廳は労働者の請求に依り調停法委員會を開設する事を得當労働者の請求無き場合と雖も必要を認めたる時亦同じ
- 二、前條の公益若くは利益事業の労働争議に付いて當事者の請

求ありたる時又は行政官廳に於て必要ありと認めたる時は當該官吏をして調停に關する關係を整理を爲さしむる事を待

- 三、行政官廳は當事者双方の同意ありたる時現行法第三條に規定する調停委員會の委員數（九名）を適宜増減する事を得
- 四、利益事業の場合に於ける労働争議に關しても第三者は調停委員會期間に於て左に掲ぐる目的を以てその争議に關係ある使用者又は労働者を誘惑若しくは煽動する事を待ず  
作樂場を閉鎖し作樂を中止し雇傭關係を破壊し又は労働者の中込みを拒絶せしむる事

以上の條項を見るに實に此度の改正案（改題）たる議案なる改正でなく根本的に改革せらるるものにして労働大衆の支配階級に對する反抗闘争を感殺せんとする暴案である。本議會に改正案上提